

第374回兵庫県議会提出議案審査参考資料

(令和 7 年度関係)

第 1 5 1 号議案	令和 7 年度兵庫県一般会計補正予算（第 8 号）中	3
	第 1 表 歳出関係部分	
	第 2 表 関係部分	
第 1 5 3 号議案	令和 7 年度兵庫県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）	3
第 1 7 2 号議案	令和 7 年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）	3
第 1 8 3 号議案	県道路線の変更（正法寺三木停車場線）	8
第 1 8 4 号議案	県道路線の変更（東古瀬穂積線）	8
第 1 8 6 号議案	一般国道 178 号浜坂道路Ⅱ期諸寄高架橋（仮称）上部工事請負契約の変更	9
第 1 8 7 号議案	二級河川新川水系新川 新川・東川統合排水機場本体工事（下部工） 請負契約の変更	10
第 1 8 8 号議案	一級河川揖保川水系引原川引原ダム 引原ダム再生建設工事請負契約の変更	11

(令和 8 年度関係)

第 4 1 号議案	流域下水道事業についての市町負担額の決定	13
第 5 2 号議案	公の施設の指定管理者の指定（津名港志筑来訪船舶棧橋）	14
第 5 3 号議案	公の施設の指定管理者の指定（相生港那波旅客来訪船舶棧橋）	14
第 5 4 号議案	公の施設の指定管理者の指定（尼崎西宮芦屋港利便機能付係留施設）	14
第 5 5 号議案	公の施設の指定管理者の指定（東播磨港小型船舶係留施設）	15
第 5 6 号議案	公の施設の指定管理者の指定（淡路交流の翼港港湾施設）	15

土 木 部

令和7年度2月補正予算概要

令和7年度2月補正予算について | 土木部

補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計予算額①	今回補正額②	合計 ①+②
一般会計	166,757,004	△ 20,140,750	146,616,254
港湾整備事業特別会計	4,176,047	3,415,850	7,591,897
合計	170,933,051	△ 16,724,900	154,208,151
流域下水道事業会計	68,483,979	△ 5,944,180	62,539,799

補正する主な事業

事業名	今回補正額	内 容
① 公共事業費	△ 4,255,585	当初予算分に係る公共事業の実績減※ (64,238,000 → 59,982,415) (※実績増に係る工種は9月補正予算で増額済(+3,081,000) 最終予算は当初予算から1,174,585千円の減)
うち道路の除雪対策	999,000	県北部を中心とする豪雪状況を踏まえ、道路の除雪対策を追加で実施 (540,000 → 1,539,000)
② 国土強靱化 緊急対策事業費	△ 7,710,762	12月補正予算分に係る公共事業の実績減 (32,082,000 → 24,371,238)
③ 国直轄事業負担金	△ 588,439	当初予算分に係る負担金の実績減※ (10,113,000 → 9,524,561) (※実績増に係る工種は9月補正予算で増額済(+255,000) 最終予算は当初予算から333,439千円の減)
④ 国直轄国土強靱化 緊急対策事業負担金	△ 1,872,500	12月補正予算分に係る負担金の実績減 (4,472,000 → 2,599,500)
⑤ 県単独土木事業費	300,000	緊急に対応すべき事業に要する経費の増 ・通学路カラー舗装更新事業 (0 → 300,000)
⑥ 災害復旧事業費	△ 5,708,294	災害復旧に係る当初予算編成時の枠設定分からの実績減等 (6,124,910 → 416,616)
⑦ 地域公共交通・建設等 事業者支援事業費	731,000	・交通DX等労働生産性向上事業費 451,000 (0 → 451,000) ・ひょうご建設業環境整備支援事業費 280,000 (0 → 280,000)

県民生活の安全安心の確保

■通学路のカラー舗装更新：3.0億円

- 通学児童の安全を早期に確保するため、歩道のない**通学路におけるカラー舗装の更新を加速**

※今回の対策により、交通量が多く摩耗率40%以上の箇所はすべて更新完了

- ・ **対 象** 交通量が多く（4,000台以上/日）かつ歩道のない通学路で、設置後約10年経過するなど、カラー舗装の劣化が激しい区間（摩耗率約40%以上）
- ・ **計画延長** 全県：54km（通常分5km + **加速分49km**）



カラー舗装（イメージ）

■道路の除雪対策：10.0億円

- 令和8年1月の寒波到来により降雪量が増加しており、今年度の実績及び今後の予報を踏まえ、**道路の除雪対策等を追加で実施**
- ・ **事業内容** 道路除雪、凍結防止剤散布 等

地域公共交通・建設等事業者への支援

■交通DX等労働生産性向上の支援：4.5億円

- 2024年問題の影響を受ける**物流・交通事業者が行う効率性・労働生産性向上に資する取組を支援**し、経営負担の軽減や事業継続を確保
 - ・ **補助対象** 県内路線バス、タクシー、トラック、生活航路・地域鉄道の各事業者
 - ・ **対象経費**
 - ①バス・タクシー：キャッシュレス決済機器の導入・更新等
 - ②トラック：車両の効率化設備（ターゲートリフター等）の導入
運行管理・経営管理に関するシステムの導入等
 - ③生活航路・地域鉄道：キャッシュレス決済機器の導入・更新等
 - ・ **補助率** キャッシュレス1/6以内、車両効率化設備1/6以内、運行等管理システム1/4以内 等

■建設業環境整備の支援：2.8億円

- 物価高騰や資源価格高騰の影響を受けるなか、ICT機器等の導入など、**建設業者が行う生産性向上や職場環境改善の取組を支援**し、賃上げや環境整備を促進
 - ・ **補助対象** ①R8県入札参加資格者名簿掲載企業 かつ ②県内に主たる営業所を有する中小企業
 - ・ **対象経費** **生産性向上に要する経費**（測量機器、建設機械へのシステム、ICT機器の導入等）
職場環境改善に要する経費（執務室改修、トイレ整備・美装化、更衣室改修等）
 - ・ **補助率** 1/2以内（補助上限：生産性向上2,000千円等、職場環境改善 500千円）

令和7年度 事件決議

第183～184号議案 県道路線の変更

接続する主要地方道の整備に伴い、次のとおり県道路線を変更しようとする。

新旧別	路線名	起 点	終 点	理 由
旧	正法寺三木停車場線	三木市 別所町正法寺	三木停車場	(主) 加古川小野線(東播磨道)が整備され、旧県道を三木市に引き継ぐことに伴い、旧県道に接続していた当該路線の起点を変更するとともに、三木鉄道三木駅の廃止に伴い、三木停車場を終点としていた当該路線の終点を変更する。
新	宗佐平田線	加古川市 八幡町宗佐	三木市 平田	
旧	東古瀬穂積線	加東市 東古瀬	加東市 穂積	(主) 加古川小野線(東播磨道)が整備されたこと伴う県道路線網の見直しにより、当該路線の起点を変更する。
新	敷地穂積線	小野市 敷地町	加東市 穂積	

第186号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期諸寄高架橋もろよせ（仮称）上部工事請負契約の変更

第370回兵庫県議会において議決のあった、第218号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期諸寄高架橋もろよせ（仮称）上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一般国道178号浜坂道路Ⅱ期諸寄高架橋もろよせ（仮称）上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
2,999,568,000円	3,040,823,500円	41,255,500円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
272,688,000円	276,438,500円	3,750,500円

3 契約の相手方

大阪市西区靱本町1丁目5番15号

三井住友建設鉄構・高田・日橋特別共同企業体

（代表者）

三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社西部営業部

部長 宇山 直秀

（構成員）

・高田機工株式会社

代表取締役 中村 達郎

・日本橋梁株式会社大阪営業所

所長 大山 浩伸

4 変更の理由

「令和7年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和7年2月25日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第187号議案 二級河川^{しんかわ}新川水系^{しんかわ}新川^{しんかわ} 新川・東川^{ひがしがわ}統合排水機場本体工事(下部工) 請負契約の変更

第369回兵庫県議会において議決のあった、第150号議案 二級河川^{しんかわ}新川水系^{しんかわ}新川^{しんかわ} 新川・東川^{ひがしがわ}統合排水機場本体工事(下部工)に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

二級河川^{しんかわ}新川水系^{しんかわ}新川^{しんかわ} 新川・東川^{ひがしがわ}統合排水機場本体工事(下部工)

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
5,259,809,500円	5,576,706,300円	316,896,800円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
478,164,500円	506,973,300円	28,808,800円

3 契約の相手方

神戸市中央区栄町通4丁目1-11

^{とびしま}飛島・吉田・松田特別共同企業体

(代表者)

^{とびしま}飛島建設株式会社神戸営業所

所長 ^{つじの}辻野 ^{まさひろ}雅敬

(構成員)

・株式会社吉田組

代表取締役社長 ^{つぼさか}壺阪 ^{ひろあき}博昭

・株式会社松田組

代表取締役社長 ^{まつだ}松田 ^{よしお}好生

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)および第6項(インフレスライド条項)の運用に基づき、契約金額を増額する。

第188号議案 一級河川揖保川水系引原川引原ダム 引原ダム再生建設工事

請負契約の変更

第372回兵庫県議会において議決のあった、第97号議案 一級河川揖保川水系引原川引原ダム引原ダム再生建設工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

一級河川揖保川水系引原川引原ダム 引原ダム再生建設工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
8,019,088,000円	8,184,614,900円	165,526,900円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
729,008,000円	744,055,900円	15,047,900円

3 契約の相手方

大阪市中央区釣鐘町2丁目4番7号

西松・宮本・柄谷特別共同企業体

(代表者)

西松建設株式会社西日本支社

執行役員支社長 木村 博規

(構成員)

・株式会社宮本組

代表取締役 宮本 活秀

・株式会社柄谷工務店

取締役社長 柄谷 順一郎

4 変更の理由

「令和7年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和7年2月25日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

令和8年度 事件決議

第41号議案 流域下水道事業についての市町負担額の決定

流域下水道の管理に要する経費の一部を次のとおり市町の負担とする。

名 称	市 町 名	負 担 額
武庫川流域下水道 (上流処理区)	神 戸 市 西 宮 市 三 田 市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
武庫川流域下水道 (下流処理区)	尼 崎 市 西 宮 市 伊 丹 市 宝 塚 市	1 汚水処理経費 当該年度の計画維持管理費を計画流入水量（分流式、合流式により補正）で除した額に当該市の当該年度の流入水量を乗じて得た額（以下「予定負担額」という。）に、当該年度の実維持管理費から各市の予定負担額合計を減じて得た額を各市の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額 2 雨水処理経費（尼崎市、西宮市、伊丹市） 雨水処理経費に当該市の雨水計画処理面積比を乗じて得た額
揖保川流域下水道 (揖保川処理区)	姫 路 市 た つ の 市 宍 粟 市 太 子 町	当該年度の計画維持管理費（水質により補正）を計画流入水量で除した額に当該市町の当該年度の流入水量を乗じて得た額（以下「予定負担額」という。）に、当該年度の実維持管理費から各市町の予定負担額合計を減じて得た額を各市町の予定負担額の比率により按分して得た額及び下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道 (上流処理区)	神 戸 市 西 脇 市 三 木 市 小 野 市 加 西 市 加 東 市	当該年度の実維持管理費を当該市の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額
加古川流域下水道 (下流処理区)	加 古 川 市 高 砂 市 稲 美 町 播 磨 町	1 汚水処理経費 当該年度の実維持管理費を当該市町の当該年度の流入水量の比率で按分して得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額 2 雨水処理経費（加古川市）
猪名川流域下水道 (原田処理区)	伊 丹 市 宝 塚 市 川 西 市 猪 名 川 町	実維持管理費に計画流量と幹線管渠の延長で算出した当該市町の負担率を乗じて得た額に下水道事業債（通常分）のうち3割相当額の償還に要する額を各市町の建設事業の負担の比率により按分して得た額を加えて得た額

第52～56号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名称	指定管理者	指定の期間
津名港志筑来訪船舶 棧橋	淡路市生穂新島8番地 淡路市 市長 戸田 敦大	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設は淡路市が管理運営する津名港ターミナルビルに隣接しており、同市が一元的に管理を行い、同施設と密接に連携することにより、適切で効率的な管理運営が期待できる。	
相生港那波旅客来訪 船舶棧橋	相生市那波南本町8番55号 株式会社あいおいアクアポリス 代表取締役 江見 重人	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設は株式会社あいおいアクアポリスが管理運営する道の駅あいおい白龍城(ペーロンジョウ)に隣接しており、同社が一元的に管理を行い、同施設と密接に連携することにより、適切で効率的な管理運営が期待できる。	
尼崎西宮芦屋港 利便機能付係留施設	西宮市西宮浜1丁目46番地1 特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある 利用を進める会 理事長 中条 博義	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 尼崎西宮芦屋港は、日本有数の海洋性レクリエーションの盛んな地域として、周辺に多くの民間マリーナが立地しており、当該施設の管理運営にあたっては、民業圧迫とならないための配慮や、相互に安全な航行を行うためのルールづくりなど、周辺の民間マリーナと共存するための綿密な調整及び連携が不可欠である。 特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県行政に協力した放置艇対策関連事業のほか、海洋性レクリエーションの振興等に取り組んでいる特定非営利活動法人であり、これまでの取組みを通じて、周辺の民間マリーナとの間で強固な信頼関係を築くとともに、管理運営に必要な豊富なノウハウを蓄積しており、当該施設の円滑な管理運営が可能な唯一の団体であると認められる。	

名 称	指 定 管 理 者	指定の期間
<small>ひがしはりまこう こがた せんぱく</small> 東播磨港 小型 船舶 <small>けいりゅうしせつ</small> 係留施設	西宮市西宮浜1丁目46番地1 特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある 利用を進める会 理事長 <small>なかじょう ひろよし</small> 中条 博義	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
	〔指定理由〕 東播磨港は、日本有数の漁業の盛んな地域として、周辺に多くの漁業関連施設等が立地しており、当該施設の管理運営にあたっては、漁業の妨げとならないための配慮や、相互に安全な航行を行うためのルールづくりなど、周辺の住民や漁業者など地元関係者と共存するための綿密な調整及び連携が不可欠である。 特定非営利活動法人兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会は、県行政に協力した放置艇対策関連事業のほか、海洋性レクリエーションの振興等に取り組んでいる特定非営利活動法人であり、これまでの取組みを通じて、周辺の住民や漁業者など地元関係者との間で強固な信頼関係を築くとともに、管理運営に必要となる豊富なノウハウを蓄積しており、当該施設の円滑な管理運営が可能な唯一の団体であると認められる。	
<small>あわじ こうりゅう つばさ こう</small> 淡路 交流 の 翼 港 <small>こうわんしせつ</small> 港湾施設	淡路市夢舞台1番地 株式会社夢舞台 代表取締役 <small>まえだ まさし</small> 前田 正志	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 本施設は株式会社夢舞台が管理運営する淡路夢舞台に近接し、船からの玄関口とも言える位置関係にある。同社が一体的に管理を行うことで、適切で効率的な管理運営が期待できる。今後については、「淡路夢舞台 創造的再生の基本方針」の内容等も踏まえ、検討していくこととする。	